

ILO駐日事務所メールマガジン・トピック解説

(2008年12月4日付第78号)

◆ ◇ 労働統計1:国際労働統計家会議 ◇ ◆

◆ ◇ (labour statistics Part 1: International Conference of Labour Statistics) ◇ ◆

* 労働統計とは

労働統計は労働市場に参加している人々の規模、構造、特性、生産量、貢献度合いとその経時的な変化を測定します。経済活動人口、就業者、失業者、不完全就業者、インフォーマル経済で働く人々、労働異動、勤労所得、労働時間、労働生産性、労働コスト、ストライキ・ロックアウト件数、業務上の負傷、職業、産業、従業上の地位、消費者物価、家計支出など幅広い事項に関する統計が含まれます。

今回と次回のトピックでは2回に分けて労働統計を取り上げます。今回は主として国際労働統計家会議を通じた労働統計分野のILOの基準設定活動を紹介いたします。

* ILOの統計関連活動—国際基準の設定

2008年はILOが労働統計分野の国際基準設定を始めてから85年目に当たります。ILO憲章第10条1項に国際労働事務局の任務として、「労働者の生活状態及び労働条件の国際的調整に関するすべての事項についての資料の収集及び配布」と規定されていることからILOは1919年の創立以来、統計活動に従事し、1920年代初めから各国のデータ収集を行ってきました。データ収集を始めて間もなく、得られる統計情報の多くが不十分で、統一した方式が用いられていないために国際比較も困難であることが判明しました。そこで、設立当初には予定されていなかった活動ですが、ILOはこの状況を是正するために統計作成上の指針を提供することに乗り出しました。そうして設けられた国際労働統計家会議は1923年の第1回会議以来、労働統計に関する様々な指針や決議を定めてきています。

ILOで採択された労働統計基準

◆ 条
約
勧
告
労働統計はILO総会でも取り上げられ、これまでに各2本の条約と勧告が採択

会議名 (特記ない限り 国際労働統計家 会議)	開催 年	採択された基準
第4回ILO総会	1922年	1922年の移民統計勧告(第19号)
第1回	1923年	・産業・職病分類に関する決議 ・賃金・労働時間統計に関する決議 ・労働災害統計に関する決議
第2回	1925年	・生計費指数に関する決議 ・失業統計に関する決議
第3回	1926年	・家計調査法に関する決議 ・労働協約統計に関する決議 ・労働争議統計に関する決議
第4回	1931年	〈実質賃金の国際比較についてILOによるデータ収集・公表を勧告〉
第5回	1937年	〈賃金・労働時間統計条約案を提案〉
第24回ILO総会	1938年	1938年の賃金労働時間統計条約(第63号)
第6回	1947年	・就業、失業、労働力統計に関する決議 ・生計費統計に関する決議 ・業務上の負傷率に関する決議
第7回	1949年	・国際標準職業分類(ISCO)大分類に関する決議 ・賃金台帳から実収賃金を得る方法に関する決議 ・家計調査法に関する決議 ・労働生産性統計に関する決議
第8回	1954年	・労働力、就業、失業統計に関する決議 ・ISCO大・中分類に関する決議 ・職業病統計に関する決議 ・実質賃金の国際比較に関する決議

第9回	1957年	<ul style="list-style-type: none"> ・ ILO - 大・中・小分類に関する決議(最終) ・ 社会保障統計の開発に関する決議 ・ 不完全就業の測定に関する決議
第10回	1962年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者物価指数算定における特別の問題に関する決議 ・ 業務上の負傷統計に関する決議 ・ 労働時間統計に関する決議
第11回	1966年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働コスト統計に関する決議 ・ 国際標準職業分類(ILO - 66)に関する決議 ・ 労働力の不完全活用及び不完全就業の測定及び分析に関する決議
第12回	1973年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 統合的賃金統計体系に関する決議 ・ 家計収支調査に関する決議
第13回	1982年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経済活動人口、就業、失業、不完全就業統計に関する決議 ・ 業務上の負傷統計に関する決議
第71回 ILO 総会	1985年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1985年の労働統計条約(第160号) ・ 1985年の労働統計勧告(第170号)
第14回	1987年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者物価指数に関する決議 ・ ストライキ・ロックアウト統計に関する決議(中間) ・ 国際標準職業分類(ILO - 88)の改定に関する決議 ・ 就業及び失業の測定に対する雇用促進計画の影響に関する指針
第15回	1993年	<ul style="list-style-type: none"> ・ ストライキ、ロックアウト、労働争議に起因するその他の行為の統計に関する決議 ・ インフォーマル・セクターにおける就業統計に関する決議 ・ 従業上の地位国際分類(ILO - 93)に関する決議
第16回	1998年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不完全就業及び不十分な就業状態の測定に関する決議 ・ 勤労関連所得の測定に関する決議 ・ 労働災害に起因する業務上の負傷統計に関する決議 ・ 就業・失業統計における長期休業者の取扱いに関する指針 ・ 労働統計の公表実務に関する指針
第17回	2003年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家計収支統計に関する決議 ・ 消費者物価指数に関する決議 ・ 国際標準職業分類のさらなる作業に関する決議 ・ 労働統計においてジェンダーの視点を主流に据えるための好事例チェックリスト ・ インフォーマル就業の統計上の定義に関する指針

の第4回総会で採択された移民統計勧告(第19号)です。これは移民に関するデータをILOに定期的に提供することを各国に奨励する勧告ですが、国際比較が可能なように2、3の基本的な指針が盛り込まれています。同じような目的から次に採択されたのが1938年の賃金労働時間統計条約(第63号)です。第24回総会で採択された第63号条約は、平均収入と実労働時間、賃金率、農業の賃金に関する統計設定のための非常に詳細な指針をその定義を含めて提示しています。そして、各国を支援し、データの国際比較性を高めることを目指し、分類その他の規定を含んでいます。残念ながら、時間経過と共にこの条約の適用は困難であることがますます明らかになり、ほぼ50年後にILOは第63号条約の改正を決定しました。そして、改正を機に、内容を拡充し、労働統計の基礎的分野をすべて網羅することとしました。

このようにして、1985年に第71回総会で労働統計条約(第160号)と条約を補足する同名の勧告(第170号)が採択されました。労働統計の基本原則を示す第160号条約は、各国が漸進的に統計を作成し、公表すべき事項と共に、秘密保持、協議、公表、メタデータに関する基本的な原則を定めています。漸進的に拡張されるべき基本的な労働統計に含まれる事項として、次の八つが提示されています。

- a. 経済活動人口、就業、適切な場合には失業及び、可能な場合には顕在的な不完全就業
- b. 詳細な分析のため及び基準値として使用するための経済活動人口の構造及び分布
- c. 平均賃金及び平均労働時間(実労働時間または支払労働時間)並びに、適当な場合には、時間賃金率及び通常労働時間
- d. 賃金構造及び賃金分布
- e. 労働コスト
- f. 消費者物価指数
- g. 世帯支出または、適当な場合には、家族支出及び、可能な場合には、世帯収入または、適当な場合には、家族収入
- h. 業務上の負傷及び、可能な場合に限り、職業病
- i. 労働争議

第170号勧告は第160号条約を補足するものとして、作成頻度や分類に関する手引きを示し、統計体系を支えるために必要な基礎的基盤構造について概説しています。

◆決議

第160号条約は労働統計の枠組みを示すのみで、細目の手引きは国際労働統計家会議で採択される決議(Resolution)と指針(Guidelines)に委ねられています。第160号条約第2条に「加盟国は、この条約により要求される統計の収集、作成及び公表に使用する概念、定義及び方法を設定または改正する場合には、国際労働機関の下で設定された最新の基準及び指針を考慮する」と規定されており、この「最新の基準及び指針」が国際労働統計家会議などで採択される文書を指していると解釈されています。

労働統計に関するILOの基準の大部分を構成するのが国際労働統計家会議で採択される決議であり、これは特定分野に関する手引きを提供しています。一般に、発展度合いにかかわらず、できるだけ多くの国で適用されることを目指して開発され、その時点での「最良事例(ベスト・プラクティス)」をもとに作成されるため、状況の変化や新たな技術の開発に伴い、随時改定されます。

国際労働統計家会議で採択された決議は労働統計についての国際的な勧告としてILO理事会で承認され、加盟国はその適用を奨励されるものの、義務的なものではありません。表明されたニーズに応じて開発され、通常、当該事項に関する概念・定義・範

困・対象、分類、データの種類、調査対象期間、データソース、データ収集方法、データの公表、その他の重要な要素についてある程度詳細な国際的な指針を示しています。

◆指針

決議は完成までに複数の活動と段階を踏み、構想段階からILO理事会で最終的に承認されるまで通常6-8年かかります。そこで、より迅速な対応を求められた場合や特定の国群に係わる問題を扱う場合、さらには決議を補足する必要が生じた場合などに事務局で草案を作成し、国際労働統計家会議に検討を求めて提出する手続きが取られています。このようにして採択されたものは指針の形を取り、国際労働統計家会議の承認を得ると討議報告書に掲載されて理事会に提出されます。

最初に定められた指針は1987年の第14回国際労働統計家会議で審議された「就業及び失業の測定に雇用促進計画が与える影響に関する指針」です。これは就業・失業の測定に際し、雇用促進計画に基づき就労している人々を処理する方法について複数の国の統計局から寄せられたアドバイスを求める要請に応える形で設定されたものです。

急を要する問題に解答を提供することを目指すために開発と協議の十分な手続きを踏まずに設定される点で、指針は決議と位置づけが異なりますが、国際労働統計家会議の見解はいずれかの時点で盛り込まれます。また、労働統計においてジェンダーの視点を主流に据える必要性など、必ずしも労働統計に限定されない事項に関するILOの手引きを提供してまいります。

◆分類

情報を有意義かつ体系的に標準的な形式に分類すると、思考、事象、対象、人々の類似性を把握するのに役立ちます。

国際労働統計家会議では以下の三つの標準統計分類を採用しています。

- 国際標準職業分類<ISCO>
- 従業上の地位国際分類<ICSE>
- 業務上の負傷分類。

* 国際労働統計家会議

◆起源

1919年の設立時点のILOには、「社会正義を通じた永続する平和」を促進するため、国際労働基準を設定し、労働及び産業の状態に関する情報を収集し配布するという二つの主な任務が与えられていました。ILO事務局内に統計部(現在は統計局)が設置され、ILOがこれらの任務を遂行できるよう国際統計を作成する任が与えられました。作業の過程で、各国で用いられている方法が不統一で国際比較が不可能なことや、必要なデータや信頼のおけるデータが欠けていることが直ちに明らかになり、労働統計に関する指針の必要性が指摘されました。

そこで、ILO理事会は1923年に関係諸方面と協議の上、複数加盟国の統計業務部門の代表がこのような要請に応える標準的な方法に関して決定する労働統計家の国際会議を開催することに決定しました。

第1回の国際労働統計家会議は、ILO統計部及び各技術部門の作業から国際的な行動が優先的に求められると判断された三つの議題について、事務局の準備した提案に基づき審議し、三つの決議を採用しました。一つ目の議題は、失業統計に係わって必要性が生じていた産業・職業分類、二つ目は多くの弱点が指摘されていた賃金・労働時間統計、そして三つ目の議題は工場の監督基準設定の過程で必要性が生じていた労働災害統計でした。当時の52加盟国のすべてが招待を受け、33カ国から52名の代表、そして国際連盟の代表が出席しました。ほとんどが各国の統計局か労働省統計担当部局の職員でしたが、労使代表も複数含まれていました。

審議の結果、第1回会議では賃金及び労働時間並びに労働災害に関する統計作成の手引きとなる二つの決議、そして有職者の産業・職業分類について勧告すると共にこの分野における将来のILOの活動について提案する決議が採択されました。賃金・労働時間統計に関する決議の中では、当時、英国労働省が各国の実質賃金水準比較のために始めていた世界16首都の賃金・食品価格統計の収集を引き継ぐことも提案されました。これを受けてILOが開始したのが現在まで続く「ILO October Inquiry<ILO10月調査>」です。

◆議題と手続き

国際労働統計家会議は近年ほぼ5年間隔で開かれ、すべて、1923年の第1回会議に倣った形で運営されています。会議では、特定事項の統計に関する手引きを定めることに加え、基準開発及びデータ収集に関するILOの将来的な活動に関する提案も行われます。また、世界各国の労働統計家が一堂に会し、関心のある問題を話し合う貴重な場を提供してまいります。

例えば、賃金労働時間統計条約(第63号)が生まれたのは、1931年に開かれた第4回国際労働統計家会議で、国際賃金比較の目的のため、金銭形態の賃金に関するデータ提出の問題を、批准国を拘束する条約設定を目指して総会議題とするよう提案されたことがきっかけになっています。ILO理事会がこの問題を諮るために1932年に設置した統計専門家委員会の提案を検討し、1938年の総会は第63号条約を採用しました。

国際労働統計家会議の議題は、過去の会議の提案、統計局その他ILOの事業計画の過程で把握された事項、統計の利用者や各国の統計機関、地域・国際機関からの指摘をもとに統計局が行う提案を受けて、ILO理事会が決定します。会議には、技術議題毎に準備される決議・指針案を含んだ報告書に加え、前回の会議以降のILOの主な統計関連活動や新たな問題及び動向、将来の活動提案をまとめた一般報告書が討議資料として提出されます。

会議にはILOの全加盟国政府が招待されるほか、理事会によって労使代表が指名されます。オブザーバーとして国連などほかの国際機関も招待を受け、非政府組織も理事会の承認があればオブザーバーとして参加できます。

会議の決定は伝統的にコンセンサス形式で行われ、ごくまれに、決議の特定の箇所について意見の相違が生じた場合にのみ、多数決が取られます。

◆第18回国際労働統計家会議

11月24日-12月5日の日程で現在、ジュネーブのILO本部で開かれている第18回国際労働統計家会議では、児童労働と労働時間の二つに関する国際統計基準の採択に向けた討議が行われています。1) ディーセント・ワ

国際労働統計家会議の議題

- * 現行の決議が採択されたもの
- ◆ 指針が承認されたもの

一ケの測定、2)労働力不完全活用指標、3)ボランティア活動に関する統計の三つのテーマに関する将来の活動への指針を提供することを目指した話し合いも行われています。労働統計に関する国際基準をより迅速に採択できる仕組みを求める声に応え、国際労働統計家会議の機能、組織、開催頻度等に関する検討も行われています。12月4-5日にはサイドイベントとして、「就業と失業：統計の妥当性と概念基盤の再検討」と題するセミナーが開催されました。

◆専門家会議

国際労働統計家会議の開催に先立ち、ILOは通常、会議で審議される決議の第一次草案を検討する労働統計専門家会議を開催します。会議は通常、政府に加え、労使団体の代表も含む三者構成で、出席者は理事会が決定します。理事会の許可があれば、関心のある団体のオブザーバー参加も認められます。

第18回国際労働統計家会議の開催に先立ち、ILOは三つの専門家会議を開催しました。2007年12月に開かれた専門家会議では国際標準職業分類更新の問題が話し合われました。1988年に作成された前回の版（ISCO-88）を更新する新しい版をISCO-08として採択することをILO理事会に提案する決議が採択され、2008年3月の第301回理事会で承認されました。

2008年4月には、第18回国際労働統計家会議で基準採択に向けて審議が行われている児童労働統計と労働時間の測定について話し合つ専門家会議が開かれました。

第17回国際労働統計家会議の提案を受けて2008年9月に開かれた専門家会議では、ILOが目指しているディーセント・ワークの諸側面の測定に関する話し合いが行われました。ディーセント・ワークは雇用、社会的保護、社会対話、就労上の権利の四つの柱を擁する多面的な概念で、その測定方法を巡ってILOは研究を続けてきました。専門家会議は、1)国レベルでディーセント・ワークに向けた進歩を測定するのに利用できる可能性がある数値的及び質的指標の国際的なテンプレートの確定、2)特定のディーセント・ワーク指標に係わる統計データ及び質的情報の収集、3)各国特有のパターンと動的な世界の全体像の把握に向けたディーセント・ワーク指標及び統計の分析と解釈といったILOの活動の三つの側面について検討し、ディーセント・ワーク指標はディーセント・ワークの概念の四つの側面をすべて捉えたものであるべきなどといった具体的な提案を行いました。

*労働統計の主なトピック

◆就業・失業

「就業人口(employed population)」は、1週間とか1日といった短い調査対象期間中に商品及びサービスの生産のために労働を供給した一定年齢以上の人々で構成されます。調査対象期間中に病気や休暇、ストライキなどで、仕事か会社がありながら一時的に働いていなかった人々も含まれます。

「失業人口(unemployed population)」とは、調査対象期間中に、商品及びサービスの生産のための労働を供給できる状態にありながら、そうしなかった一定年齢以上の人々で、具体的な求職、起業準備活動を行っている人々で構成されます。

短い調査対象期間で測定された就業人口と失業人口の和が「労働力(labour force)」に相当し、現在経済活動人口とも呼ばれます。経済活動人口のもう一つの測定方法は「通常活動人口(usually active population)」と呼ばれるもので、これは1年のような長い調査対象期間で測定されま

経済活動人口、就業、失業、不完全就業		
	会期	年
失業統計	1	1925
就業・失業統計	6	1947
就業・失業統計	8	1954
不完全就業の測定	9	1957
低開発国を中心とした不完全就業の測定における進展	10	1962
不完全就業の測定	11	1966
労働力、就業、失業、不完全就業*	13	1982
就業・失業の測定に雇用促進計画が与える影響◆	14	1987
不完全就業の測定*	16	1998
長期休業者◆	16	1998
インフォーマル・セクターにおける就業の測定		
インフォーマル・セクターにおける就業	14	1987
インフォーマル・セクターにおける就業統計*	15	1993
児童労働統計		
方法論の検討	16	1998
労働時間及び欠勤の測定		
労働時間統計*	10	1962
有給休暇統計	13	1982
欠勤統計	14	1987
欠勤の概念と測定	15	1993
勤労所得、賃金、労働コスト		
賃金・労働時間統計	1	1923
実質賃金の国際比較	2	1925
実質賃金の国際比較	4	1931
賃金・労働時間統計条約	5	1937
賃金・賃金台帳統計	7	1949
実質賃金の国際比較:方法研究	8	1954
第63号条約に係わる進展状況	8	1954
賃金統計	9	1957
第63号条約の適用進展状況	10	1962
労働コスト統計*	11	1966
賃金・雇用者所得統計*	12	1973
ILLO職種別賃金10月調査の改定	13	1982
勤労所得	15	1993
勤労所得の測定*	16	1998
業務上の負傷及び疾病		
労働災害統計	1	1923
労働災害統計	6	1947
業務上の負傷及び職業病統計の標準化	7	1949
職業病統計手法	8	1954
業務災害統計	9	1957
業務災害統計	10	1962
業務上の負傷統計	13	1982
業務上の負傷統計*	16	1998

す。

以上の定義のすべてが一定年齢以上の人を対象としますが、これは「生産年齢人口（working age population）」とも呼ばれています。生産年齢人口の下限年齢は各国が義務教育年限、就業の最低年齢、児童労働の規模などといった国の状況に合わせて特定する必要があります。この状況は国によって非常に大きく異なるので、国際的に通用する下限年齢を特定することは不可能です。上限年齢を定めている国もありますが、これは国際基準では奨励されていません。

失業統計の問題が国際労働統計家会議の議題に初めて登場したのは1925年の第2回会議の時です。失業保険または職業安定機関のデータ、人口センサス、人口全体もしくは標本人口を対象とした特別調査をもとにした失業統計に関する勧告が採択されました。

第二次世界大戦まで経済活動人口の統計は主として人口センサスに頼っていましたが、1938年に開かれた国際連盟の統計専門家委員会が経済活動人口の定義を含み、そのセンサス・データの国際比較の可能性を高めることを提案したのに続き、多くの国で就業統計は相当に拡充され、標本調査法の登場は就業と失業に関するデータのより包括的な手法に向けた道を指し示すことになりました。労働力、就業、失業の概念は当時、「有償活動」、つまり、直接または間接的に現金または現物で報酬を受け取る活動といった観点から理解されていました。

1947年の第6回国際労働統計家会議で主として個人の特定期間の間の活動に基づき労働力、就業、失業を定義する決議が採択され、「有償労働者」の概念からの離脱が行われました。1954年の第8回会議でこの決議は改正され、これらの概念について詳細な定義を提供すると共に、これらの統計が作成されるべき範囲と性質に関する勧告も出されました。

労働力、就業、失業に関する現行指針は1983年の第13回国際労働統計家会議で採択されたもので、この経済活動人口、就業、失業、不完全就業の統計に関する決議は、経済活動人口、就業、失業、不完全就業の国際的な定義を定めています。労働統計と生産統計が整合するよう、つまり、就業が国民経済計算体系（SNA）に計上されている商品及びサービスの生産に向けた労働を提供する人のことを指し、失業がそのような労働の提供を求めている人のことを指すよう、この概念はSNAの生産領域内に設定されています。決議はまた、就業と失業の分類のための原則と業務規準を定めています。

◆ジェンダー

男女の状況の違いをモニタリング、分析、評価するにはジェンダーの視点を主流に据えた統計が必要不可欠です。この問題が国際労働統計家会議で最初に議論されたのは2003年の第7回会議の時でした。この話題は予期せぬ熱心さを持って歓迎され、会議では労働統計においてジェンダーの視点を主流に据えることの重要性が世界的にそしてもますます広く認識されつつあることが確認され、各国は統計の設計から公表に至る統計体系の全体を通じてジェンダーの視点を導入することが強く提案され、労働統計においてジェンダーの視点を主流に据えるための好事例チェックリストが採択されました。チェックリストは、インフォーマル就業や無償労働を含み関連する事項が測定されること、すべての労働者が網羅されること、家庭事情など労働者の特定の状況が反映されるよう統計が発表されることの確保に向け、担当機関のあらゆるレベルにおける支援の必要性を強調しています。

◆所得

就労から得られる収入に関する概念には、賃金率、実収賃金、勤労所得、労働コストといったように様々なものがあります。一般に、労働に対する対価の概念は、一定期間経済活動に従事した結果として受け取る現金または等価物（現物支払いの場合）による一定の金額と理解されます。受け取る期間と働いた期間は必ずしも一致しません。

ストライキ・ロックアウト統計	3	1926
労働争議・ストライキ統計	14	1987
ストライキ、ロックアウト、その他の労働争議形態の統計*	15	1993
労働協約		
労働協約統計*	3	1926
労働生産性		
労働生産性統計	7	1949
労働生産性統計の進展	8	1954
社会保障		
社会保障統計:進展と利用*	9	1957
社会保障統計分野における進展	10	1962
家計収支		
家計調査	3	1926
生計調査法	7	1949
家計と消費者物価	9	1957
家計支出調査の範囲、方法、利用*	12	1973
消費者物価指数		
生計費指数	2	1925
生計費指数	6	1947
消費者物価指数算定における特別の問題	10	1962
消費者物価指数*	14	1987
統合的労働統計体系		
労働勘定体系の枠組み	15	1993
産業・職業分類		
産業・職業分類	1	1923
産業・職業分類	2	1925
産業・職業分類	3	1926
国際標準職業分類（ISCO）	7	1949
ISCO中分類	8	1954
ISCO大・中・小分類	9	1957
ISCO改正	11	1966
ISCO改正	13	1982
ISCO改正	14	1987
従業上の地位別分類		
従業上の地位別国際分類（ICSE）	9	1957
ICSE改正*	15	1993
従業上の地位（ICSE-93）	16	1998
労働統計の表示と公表		
労働統計の国際コード化	13	1982
労働統計の公表実務◆	16	1998

この確保に向け、担当機関のあらゆるレベルにおける支援の必要性を強調しています。

「賃金率(wage rates)」とは、残業代や賞与、家族手当、雇用主負担分の社会保障費などを除いた基本給部分を意味します。賃金率は時間、週、月などの時間単位または出来高払いで表われ、あらゆる報酬の概念の中で最も狭く、雇用者のみに適用されます。

「実収賃金(earnings)」とは典型的に、特定対象期間の間に雇用主が雇用者に直接定期的に支払うものを指します。実際の仕事または実働時間に対する基本給に加え、休暇、休日、疾病時のような働かなかった時間分の報酬や、残業、通常外の時間や勤務体制、困難な作業、定期賞与、家族手当のような付加給付といった、様々な理由から雇用主が行うその他の支払いも含まれます。雇用者の総報酬額に相当します。

「雇用関連所得(income related to paid employment)」の概念は雇用者の報酬水準を測定する最も包括的な尺度です。実収賃金に加え、すべての不規則的な賞与や支払い、そして雇用主から直接または社会保障制度を通じて得た社会保障給付が雇用に関連するものである場合、これもすべて含まれます。

「労働コスト(labour cost)」の概念は労働者を雇う際に雇用主が負担する実際の経費に相当します。これには賃金と賃金外の二つの要素があります。賃金要素は上の賃金収入の概念と類似していますが、現物払いの場合とその評価方法に若干の違いがあります。賃金外要素は主に、労働者に対する現物払いを構成するものの、雇用主の観点からは経費として計上される項目(住宅、食堂、託児施設、類似の支出)で構成されます。

「自営関連所得(income related to self-employment)」は自営業者についての唯一の概念で、支払い給与額や原材料費などの営業支出を差し引き、事業に関連して受け取った何らかの給与及び社会保障給付を加えた、自営業者が生産した商品及びサービスの価値に等しいものとなります。

賃金(及び労働時間)は1923年の第1回国際労働統計家会議で取り上げられた議題の一つです。会議では生成される統計の種類(賃金率、実収入、通常労働時間、実労働時間)と従うべき原則に関する決議が採択されました。名目賃金率と実収入の動向評価のために指数を用いることが提案されました。

1931年に開かれた第4回国際労働統計家会議では金銭賃金の統計に関する一連の決議が採択されました。1938年のILO総会では1937年に開かれた第5回国際労働統計家会議で準備された草案をもとに賃金及び労働時間統計に関する第63号条約が採択されました。この条約は建築・建設業を含む主要鉱業・製造業の平均収入と実労働時間の統計、そして農業の時間賃金率と通常労働時間の統計に関する最低基準を定めています。第63号条約は、その後1985年に採択された第160号条約に置き換えられました。

1947年に開かれた第7回国際労働統計家会議では第63号条約の範囲を広げる決議が採択されました。この決議は支払い台帳記録から統計を得るために用いる方法、全経済活動の国際標準産業分類(ISSIC)に従って産業別に統計を定期的に生成する方法を定めています。

賃金率と実収賃金に関する現行指針は1973年の第12回国際労働統計家会議で採択された統合的賃金統計体系に関する決議であり、賃金率と通常労働時間、そして実収賃金と実労働時間(または支払い労働時間)に関する完全な統計を定期的に生成するための整合的な調査体系に関する指針を提示しています。労働コストの問題は1966年の第11回国際労働統計家会議で議論されただけであり、そこでこの事項に関する現行指針である労働コスト統計に関する決議が採択されました。決議は労働コストを労働者を雇う際に雇用主が負担する経費と定義しています。労働コストの代用品として雇用者報酬が用いられる場合が多いですが、これは実収賃金の合計と雇用主負担の社会保障費の和を指すSNAの概念です。

雇用及び自営に関連した所得に関する現行の指針は、1998年の第16回国際労働統計家会議で採択された雇用関連所得の測定に関する決議です。この決議はまた、既存の所得要素、とりわけ現物報酬の説明を改善しています。

◆安全衛生

労働安全衛生の指標は労働者が業務関連の危険やリスクからどの程度保護されているかを評価する枠組みを提供します。企業、政府、その他の利害関係者によって業務上の負傷、疾病、死亡を予防する政策及び事業計画の策定やこれらの事業計画の実施を監視し、特定の職業、産業、場所などにおけるリスク増大領域を把握するのに用いられています。これには以下のものが挙げられます。

- 結果の指標:業務上の負傷や職業病の発生件数、関連労働者数、労働損失日数
- 能力の指標:労働安全衛生を扱う保健・医療専門職や監督官の数
- 活動の指標:述べ研修日数、監督回数

労働災害統計は1923年の第1回国際労働統計家会議の議題に取り上げられ、災害分類や度数率・強度率の計算方法を示す決議が採択されました。会議では職業病統計についての話し合いも行われ、表を別途作成することが求められました。その後、ILOは炭鉱業や鉄道、農業、鉱業、採石業、製造業といった様々な産業部門における労働災害統計作成方法に関する研究、業務上の罹病率・死亡率統計の方法論に関する研究を行いました。

1923年の決議は、その後、1947年に開かれた第6回国際労働統計家会議で改正され、とりわけ業務上の負傷率の算定に用いられる手法に関する国際比較可能性の向上が図られ、度数率・強度率算定において従うべき手法に関する詳しい提案が行われました。その後、第8回国際労働統計家会議では職業病統計標準化の問題が取り上げられ、とりわけ用いるべきデータソース、記録すべき疾病、設定すべき分類を示す決議が採択されました。第10回国際労働統計家会議では過去の指針に置き換わる改正決議が採択され、労働災害、通勤災害、職業病を網羅する「業務災害(employment injuries)」の用語が導入されました。また、死亡、永久労働不能、一時労働不能の概念の定義が行われ、災害種別、作因、負傷の性質と負傷の部位別の四つの災害分類方法が提案されました。

業務上の負傷に関する現行の国際統計指針は1998年の第16回国際労働統計家会議で採択された(労働災害に起因する)業務上の負傷統計に関する決議に見られます。

◆社会対話

社会対話とは、政府、使用者、労働者の代表による仕事と直接関係する共通関心事項及び関連する経済・社会政策に関するあらゆる種類の交渉、協議、情報交換を指します。ストライキとロックアウトは社会対話の失敗を測る一つの尺度です。

労働争議統計は1926年に開かれた第3回国際労働統計家会議で議題となり、争議を定義し、争議の重要性の決定(関係する事業所数及び労働者数、争議の長さ、労働損失日数)及びその分類(争議事項別、争議結果別、争議の解決方法別、影響を受けた産業別、争議の重要性別、争議によって失われた賃金別)のための話し合い原則を定める決議が採択されました。1987年の第14回会議でも議題に上ったものの、決議は採択されませんでした。第17回会議では労働組合員数と団体交渉の対象範囲に関する話し合いが行われましたが、指針採択には至らず、現在も作業が進められています。

ストライキ、ロックアウト、労働協約に関する現行の国際統計指針は1993年の第15回会議で採択されたストライキ、ロックアウト、労働争議に起因するその他の行為の統計に関する決議であり、この決議はストライキとロックアウトに加え、関係労働者数に関する定義が含まれています。

「ストライキ」とは、要求を強要するために、要求に抵抗するために、苦情を表明するために、または他の労働者の要求もしくは苦情を支援することを目的として一つまたは複数の労働者の集団が行う一時的な作業の中断を指します。

「ロックアウト」とは、要求を強要するために、要求に抵抗するために、苦情を表明するために、または他の使用者の要求もしくは苦情を支援することを目的として一人または複数の使用者が行う一つもしくは複数の就業場所の完全なもしくは部分的な一時的閉鎖、または従業員通常の業務活動の妨害を指します。

「労働者のストライキへの関与」については直接と間接の二つの方法があり、直接関係する労働者とは、作業中断に直接参加する労働者を指します。間接的に関与する労働者とは関係する事業所の従業員または関係する集団内の自営労働者で、作業中断に直接参加しなかったもののストライキによって働くことを妨げられた労働者を指します。

「労働者のロックアウトへの関与」方法も直接と間接の二つがあり、直接関係する労働者とは労働争議に直接関係し、ロックアウトによって働くことを妨げられた関係する事業所の従業員を指します。間接的に関係する労働者とは関係する事業所の従業員でありながら労働争議に直接関係しなかったもののロックアウトによって働くことを妨げられた労働者を指します。

「労働協約<collective agreements>」は1926年の第3回国際労働統計家会議で検討され、労働協約統計に関する決議が採択されました。決議には、定義、統計作成方法、データ分類(締結当事者の性格、協約の適用範囲、規定事項、有効期間、協約締結方法、対象産業、協約の産業的重要性による分類)に関する詳しい報告が含まれています。

◆従業上の地位

従業上の地位は契約上の取り決めを反映し、したがって特に従業上の地位が不明確な従属労働者について先進国を中心に多くの国で起こりつつある変化を追う重要な手段となります。

従業上の地位で労働者を分類しようとする最初の国際的な一歩を踏み出したのは、1938年に開かれた国際連盟の統計専門家委員会 で、就業人口を雇用主、個人事業主労働者、無給の家族労働者、有給雇用者の四つの従業上の地位に分類することが提案されました。その後、1947年の第6回国際労働統計家会議と1954年の第8回国際労働統計家会議でも同じ四つのカテゴリー分類が提案されました。1950年に国連人口委員会はこれらのカテゴリーについて標準的な定義を採択しました。その後、1958年に国連統計委員会の承認した人口センサスに関する報告においてさらなるグループとして生産者協同組合の組合員が追加されました。

1987年に開かれた第14回国際労働統計家会議は「ICSE-93」として知られる従業上の地位国際分類<ICSE>に関する決議を採択しました。これは、統計調査で測定する際または他の官庁ファイルに登録する際に「特定の仕事を遂行する際にある人が他の人または団体と結ぶ契約の種類」による分類を可能にするものです。契約の種類は、仕事の課題及び業務遂行時の経済的リスクとそれに伴う権限の種類によって決定されます。「ICSE-93」は以下の五つのグループで構成されています。

1. 雇用者<employees> = 雇用主の収入に直接左右されない基本的な報酬を受ける人々。各国はここで、正規従業員を含む安定した契約を有する雇用者を区別する必要があります。
2. 雇用主<employers> = 自営の仕事をしており、自らの報酬が生産された商品及びサービスから派生する(期待される)利潤に直接左右される人々、一人または複数に従業員として継続的に雇う人々。
3. 個人事業主として働く人々<own-account workers> = 従業員を継続的に雇っていない自営業者。
4. 生産者協同組合の組合員<members of producers-cooperatives> = 商品及びサービスを生産し、構成員が平等な立場で主な決定を行う協同組合において自営業者として働く人々。
5. 寄与的家族従業者<contributing family workers> = 縁者が経営する事業所で自営業者として働いているが、パートナーと考えられるには経営への関与度合いがあまりにも限定的な人々。
6. 地位による分類が不能な労働者<workers not classifiable by status> = 得られる情報が不十分であるか、先の五つのカテゴリーのどれにも当てはまらないか、その両方である人々。

◆不完全就業

1964年の雇用政策条約(第122号)の意味するところの完全雇用水準が達成されていない場合、不完全就業が発生します。第122号条約は完全雇用を、a)仕事に就くことができ、かつ、仕事を求めているすべての者のために仕事があること、b)a)の仕事ができる限り生産的なものであること、c)職業選択の自由があること並びに労働者が、人種、皮膚の色、性、宗教、政治的意見、国民的系統または社会的出身のいかんを問わず、自己に適する職業に必要な技能を習得し並びにその職業において自己の技能及び才能を活用するための可能な最大限の機会を有すること、が確保された状態としています。a)が満足されない場合に失業が発生し、b) またはc)が満足されていない状態が主として不完全就業となります。

「不完全就業<underemployment>」とは就業人口の生産能力の不十分な活用を反映しています。この概念は労働力を測定する概念的枠組みに統合されており、就業・失業の定義と同様の規準が用いられています。不完全就業人口とは就業人口の小分類に属し、本人が希望しており、遂行できる状態にある他の就業状態と現在の就業状態を比較することによって把握されます。つまり、不完全就業者とは、調査対象週に働いていたもののもっと十分に働きたいと思っており、実際に働ける状態にある人々を指します。

不完全就業の定義及び測定方法については、7回にわたり国際労働統計家会議で議論が行われました。最初は1925年の第2回国際労働統計家会議で、失業統計と一緒に検討され、不完全就業は労働時間短縮の問題と見られました。1947年の第6回国際労働統計家会議で採択された就業及び失業に関する決議は不完全就業を測定する必要性を明記したものの、定義は示ませんでした。1954年の第8回国際労働統計家会議において不完全就業の最初の定義案が示されましたが、採択には至りませんでした。このときの提案は以下のようなものでした。

「不完全就業者とは、特定期間の労働時間が週35時間未満であり、もっと長く働くことを希望するすべての就業者で構成される。」

不完全就業の国際的な統計上の定義は1957年の第9回国際労働統計家会議で初めて採択されました。会議では不完全就業を労働時間短縮の問題としてだけでなく、不十分な技術、技能の誤用、低生産性の結果としての所得減の問題としても捉えました。第9回会議に提出された討議資料と採択された決議は現在の国際基準の基礎を確立しました。不完全就業の国際的な定義はその後、1966年の第11回国際労働統計家会議、そして1982年の第13回会議でそれぞれ改正されました。

「時間関連<または顕在的>不完全就業<time-related (or visible) underemployment>」の国際的な定義はほとんど変わっておらず、1954年の第8回会議に提案された最初の定義が既に、短い労働時間とずっと長く働きたいとの労働者の希望を基礎としていました。1957年に採択された初の定義も短い労働時間とずっと長く働きたいとの労働者の希望と能力に基礎を置き、次のように定

義していました。

「顕在不完全就業者とは、就業時間が通常よりも短く、追加的な仕事を探しているか、それを受け入れるであろう人を指す。就業時間が通常より短いことを比較する基礎として用いられる通常の長さの労働とは、法もしくは労働協約に規定された労働の長さ、または当該職業、経済活動部門、関係する地域の通常就業において代表的なものとして当該国がそれ以外の方法で決定する労働の長さとする事ができる。」

1966年に行われた国際的な定義の改正を準備するために1963年に会合を持った専門家会議は、非自発的な短時間労働の概念を導入し、これは第11回国際労働統計家会議では無視されたものの、後に第13回会議で採択された決議に次のように盛り込まれました。

「顕在不完全就業者とは、就労中であるか否かに係らず、当該活動について定められた通常の労働時間よりも非自発的に短い時間働いており、調査対象期間中に追加的な仕事を探しているか、追加的な仕事ができる状態にあるすべての雇用者または自営業者からなる。

ある人を顕在不完全就業者に分類する上での当該活動についての通常の労働時間とは、該当する限りにおいて国の法制に反映されている国内状況及びそれ以外の場合には通常の慣行、または統一の慣習的な規範に照らし合わせて決定されるべきである。」

非自発的とされる理由に関する国際的な合意が欠けているため、現行基準からは短時間労働の非自発性が取り除かれ、第13回国際労働統計家会議で採択された決議でさえ、非自発的と見なされる理由について提案することができませんでした。これは例えば、家族的責任のために通常よりも短い労働時間を選んでいたりした人が実は他の仕事が見つからなかったためこの活動を選択しているといったように、自発的な理由が偽装された非自発的な理由である場合やその逆の場合があるといった理由が一部にあります。

その他の形態の「不十分な就業状態(inadequate employment situations)」に関しては、これまでに採択された国際基準は測定目的に用いられる定義を採択できていません。第9回国際労働統計家会議のみが潜在不完全就業(invisible underemployment)の定義を話し合い、それを測定に用いることを試みました。会議討議資料は、仕事が遂行される密度(または生産性)を反映する三つの変数として、実収賃金、技能、事業所の生産性を提案しましたが、これは今でも現行基準に取り込まれていません。会議では、この三つの変数について、潜在不完全就業を決定するための閾値も提示されました。実収賃金については、最低賃金率または賃金に関する通常の慣行との比較、(仕事に必要な)技能については当該労働者の職業上の技能、事業所の生産性は効率的な事業所の平均生産性との比較が提案されています。提案ではさらに、潜在不完全就業者は通常の労働条件の仕事希望しているかそれを受け入れることができるかが求められました。しかし、第9回会議はこの提案を支持せず、閾値との比較だけを基準とした潜在不完全就業の定義を採択しました。

1963年の専門家会議は第9回国際労働統計家会議で取り上げられた技能、実収賃金、生産性といった不完全就業状態の三つの種類はこれですべてでもなく、相互に排他的でもないとの概念を導入し、労働異動の欠如、開発の遅れ、制度の硬直性、社会的な姿勢といった他の特徴を明らかにしました。多分、このような変数の検討によって、専門家会議は分析的な手法で潜在不完全就業を記述する必要があることを提案し、この提案は第11回と第13回の国際労働統計家会議が採択した決議に含まれました。第11回会議の決議は潜在的な不完全就業を記述する間接指標の利用を提案し、第13回会議の決議は次のように記しています。

「潜在不完全就業とは第一義的に労働資源の誤った配分または労働とその他の生産要素との間の本質的な不均衡を反映する分析的な概念である。特徴的な症状として、低収入、技能の不完全活用、低生産性を上げることができるかもしれない。潜在不完全就業の分析研究は収入及び技能水準(偽装不完全就業)と生産性尺度(潜在不完全就業)を含む幅広いデータの点検及び分析に向けられるべきである。」

現行の指針は、1998年の第16回国際労働統計家会議で採択された不完全就業及び不十分な就業状態の測定に関する決議に示され、時間関連不完全就業(労働時間が不十分な場合)と不十分な就業状態(労働者の能力と福祉を制限している労働市場における労働時間以外の制約に基づく場合)の2種類の不完全就業に関する指針が示されています。

時間関連不完全就業者とは、短い調査対象期間中にもっと働くことを希望し、それが可能な状態にあり、その労働時間が特定の労働時間数よりも低い人々を指します。もっと長く働きたいとの希望が主たる規準となっています。

不十分な就業状態にある人々とは、調査対象期間中に自らの能力及び福祉を制限するとの理由から現在の労働状態を変えることを希望し、それが可能な状態にあった人々を指します。ここで理由には、労働者の職業スキルの活用が不十分または不適切なこと、現在の仕事の収入が不十分なこと、過度の労働時間であることなどが挙げられます。

ILO統計局では、失業統計を補足するものとして労働力不完全活用の指標開発を目指した事業を進めています。これは社会保障が完備していない途上国では人々は失業している余裕がないために失業統計が実態を表していないことや就業状態を説明するのに失業の概念が通用しない場合があることから必要性が感じられていることによります。

現在、就業者の中の以下のグループを労働力不完全活用(labour underutilization)の測定値に含むことが検討されています。

1. 時間関連不完全就業者
2. 時間当たり実収賃金が低い人。この小分類として長時間働いていても実収賃金が低い人
3. 技能が十分に活用されていない人
4. 経済的な理由から複数の仕事に就いている人
5. 非自発的パート労働者。近似値として契約期間12ヵ月未満の非正規職従事者
6. 経済的な理由から転職または副業を探している人

◆労働時間

労働時間統計とは労働時間数とその編成に関する統計に係るものです。労働時間数とは商品及びサービスの生産に寄与する活動に費やした時間を指し、労働時間の編成とは午前、午後、夜間、平日、週末、残業など、日、週、月の中で仕事が行われる期間を意味します。

労働時間統計を作成する際には労働時間の法的定義の影響を考慮に入れることが重要です。測定目的で定められた定義と労働法の定める定義が異なる場合があります。例えば、昼食時間は、労働協約で労働時間と見なされ、報酬が支払われる対象となったとしても統計的な定義からはこれを除外すべきです。通勤時間や兵役に服した期間、陪審員として活動した時間なども例として挙げられます。

歴史的に労働時間統計は常に賃金統計と結びついてきました。賃金と労働時間の統計は1923年に開かれた第1回国際労働統計家会議の議題の一つであり、関連する統計の種類(通常労働時間と実労働時間)を扱った決議が採択されましたが、定義は示されませんでした。

1938年に採択された賃金労働時間統計条約(第63号)は、建築・建設業を含む主要な鉱業及び製造業の平均収入と実労働時間の統計、同じ産業の時間賃金率及び通常労働時間統計、農業の賃金及び労働時間統計に関する最低基準を定めました。第63号条約が提示する通常労働時間の定義は現行の定義とほぼ同じですが、実労働時間の定義は示されていません。実労働時間の国際的な定義は1962年の第10回国際労働統計家会議で採択されました。第10回会議では支払い労働時間の定義も検討されましたが、休日その他の非活動期間の支払いにおいて大きな違いが存在するために定義は採択されませんでした。

「実労働時間(hours actually worked)」は統計目的で定義されるはるか以前より法規目的でILO条約で定義されています。これらの条約は実労働時間を所定の調査対象期間中に(雇用)労働者が使用者の支配下にある時間、つまり、使用者または権限を有する人の命令に服する状態にある時間と定義しています。例えば、1930年の労働時間(商業・事務所)条約(第30号)は、労働者が働ける状態にない休憩時間を明確に除去することによって初めて、労働時間を労働者が働ける状態にある期間と設定しました。

休憩時間とは労働者が働ける状態にない時間ですが、例えば、待機時間(働ける状態にある時間)にお茶の休憩(不定の休憩時間)を取りたい場合があるといったように短い休憩を働ける状態にある時間と区別するのは困難です。1939年の労働時間及び休憩時間(路面運送)条約(第67号)が一定の長さを下回る休憩時間を労働時間の定義に含んだのにはこういった理由があると考えられます。現行の実労働時間の国際的な定義も同じような線で起草されています。

「通常労働時間(normal hours of work)」が最初に定義されたのは1938年の賃金労働時間統計条約(第63号)で、次のように定められました。

「通常労働時間の統計は、次の時間を示すものでなければならない。
a)法令もしくは規則、労働協約または仲裁裁定によりまたはこれに従い定められたもの
b)法令もしくは規則、労働協約または仲裁裁定によりまたはこれに従い定められた率及び時間がない場合においては、使用者及び労働者の団体、両者の合同機関またはその他適当な情報の出所から得られたもの。
「通常労働時間」とは、法令もしくは規則、労働協約または仲裁裁定によりまたはこれに従い定められていないときは、1日、1週またはその他の期間当りの時間数であって、これを超える労働時間に対しては超過時間率をもって報酬が支払われ、またはかかる超過時間が関係ある当該種類の賃金労働者に関する当該設備の規則もしくは慣習に対する例外を成すものを言う。」

同じような定義は、後に1962年の労働時間短縮勧告(第116号)でも採用され、現行の国際的な定義も大体同じような線で起草されています。

労働時間の測定に関する現行の国際指針は1962年の第10回国際労働統計家会議で採択されました。この労働時間統計に関する決議は実労働時間と通常労働時間の2種類の労働時間の尺度に関する指針を提示しています。この対象は賃金稼働者と俸給被用者に限定されます。通常労働時間とは法規、労働協約、仲裁裁定、事業所の規則または慣習によって定められている1日または1週間といった短い調査対象期間中に労働者が労働活動に費やすことが期待される時間数を指します。実労働時間とは、特定の調査対象期間中に労働者が労働活動に費やした時間数を指し、生産的な時間、補助的活動に費やした時間、生産プロセスの過程で過ごした非生産的な時間、休憩時間といった要素で構成されています。年次有給休暇や公休日、有給病欠休暇、食事時間、通勤時間などといった非労働時間はたとえ有給であっても明確に除外されています。

2003年の第17回国際労働統計家会議は労働時間に関する現行の国際指針の改正を提案しました。これには、現行の国際的な定義が雇用者にしか適用されず、調査対象期間が1週間と短いこと、現行の指針が二つの労働時間の概念に関する定義しか示していないことなどといった理由が挙げられます。そこで、2008年4月に開かれた専門家会議でこの問題が議論され、専門家会議の一般的な指針に基づき、今回の第18回国際労働統計家会議で労働時間統計に関する決議の改正に向けた話し合いが行われています。

◆ディーセント・ワークとミレニアム開発目標指標

ディーセント・ワーク課題は、雇用、社会的保護、社会対話、就労上の権利の四つの目標をジェンダーを意識した統合的な形に据えています。ディーセント・ワークは「自由、公平、安全保障、人間の尊厳の諸条件が確保されたまともで生産的な仕事を得る男女双方が有する権利」と定義されています。

2002年にILOはディーセント・ワーク測定のための中核的な統計指標集合の提案を行いました。これは上の四つの柱を網羅し、就業、収入、労働時間、仕事の安全保障、就業における公正な処遇、安全な作業環境、社会的保護、社会対話、職場関係、そして児童労働や強制労働といった許容できない仕事といった事項を含んでいます。この枠組みと統計指標は、2003年に開かれた第17回国際労働統計家会議においてディーセント・ワーク指標作業部会を設けて検討されました。そして、第17回会議の提案を受けて、2008年9月に専門家会議が開かれ、ディーセント・ワークの諸側面の測定に関する話し合いが行われました。

また、ミレニアム開発目標(MDGs)のゴール1「極度の貧困と飢餓の撲滅」のもとに、新しいターゲット1.Bとして「女性と若者を含むすべての人々にディーセント・ワーク、生産的な完全雇用を達成する。」というターゲットを設定することに向けて、ILOは国連と協力してきました。この新しいターゲットの進展状況を追うために以下の四つの指標が定義されました。「生産的な完全雇用」は、1)全体と若者(15-24歳)についての二つの就業率、2)就業者1人当たりの生産量として測定される労働生産性で測定し、「ディーセント・ワーク」は、3)従業上の地位別で測定し、個人事業主と寄与的家族従業者の和として示される脆弱な立場の就業者数、4)働く貧困層、具体的には総就業者数に占める1日1人当たり1ドル未満で暮らす働く貧困者の割合といった指標で捕捉することとなりました。

◆児童労働

ILOは児童労働撤廃国際計画(IPEC)の統計部門として、1998年に児童労働統計情報・モニタリング計画(SIMPOC)を設け、児童労働に関するデータ及び情報の収集、処理、分析、公表に関し、加盟国に技術支援を提供しています。

1998年に採択された「労働における基本的原則及び権利に関する宣言」のフォローアップ活動の一環として、ILOは児童労働に関する傾向分析を行い、4年毎に発表するよう求められています。SIMPOCは2000年及び2004年に世界全体及び地域別の児童労働推計を発表し、初めて2000-04年の傾向分析を行って年齢集団、活動部門、主な地域別の推定値を出しています。

2003年に開かれた第17回国際労働統計家会議で児童労働統計の重要性が強調され、児童労働統計に関する決議の開発に着手することが決定され、今回の第18回会議で話し合いが行われています。

◆ボランティア労働の測定

無報酬労働の主要な形態の一つであるボランティア労働は、相当の規模になっているにもかかわらず、その統計上の処理は不完全であるだけでなく、統一性もありません。そこで、ILOは国連ボランティア計画(UNV)などと共同で、労働力調査またはその他の世帯調査を通じてボランティア労働を測定する方法を開発することを試みています。

ここでボランティア労働とは、「自分自身の家庭または直近の家族以外の誰かを主として助ける恩恵を生ずるか、大義のために、無給で自発的に遂行される活動」と定義されます。

公式労働力調査を通じてボランティア労働を測定するマニュアルとボランティア測定調査モジュール案が作成され、第18回国際労働統計家会議に提出されています。